

最近法規情報

2024年9月に公布された主な法規

北京大地律師事務所

■ 『法定定年退職年齢の漸進的延長実施に関する国務院による弁法』

全国人民代表大会常務委員会 国務院 2024年9月13日公布 2025年1月1日より施行
http://www.npc.gov.cn/npc/c2/kgfb/202409/t20240913_439534.html

中国の少子高齢化による人口発展情勢に適応し、中国の平均寿命、労働力供給などの要素を考慮するため、全国人民代表大会常務委員会により、漸進的に法定定年退職年齢を延長することを決定し、『法定定年退職年齢の段階的延長に関する国務院による弁法』が承認された。2025年1月1日から2039年12月までに、男性従業員の法定定年退職年齢を60歳から63歳に徐々に、女性幹部の法定定年退職年齢を55歳から58歳に、女性労働者の法定定年退職年齢は50歳から55歳に延長する。同時に従業員が基本養老年金を受け取る最低納付年限を引き上げる。（第1条、第2条）

本弁法実施後は、現地企業の人事、管理、「役員人材」のキャリアラダー計画、労働契約の履行などに重要な影響を与えると同時に、個人の業務計画や養老計画にも影響を与えることになるため、事前の検討と計画により個人・企業とも備えをしておく必要がある。

■ 『ネットワークデータ安全管理条例』

国務院 2024年9月30日公布 2025年1月1日より施行

https://www.gov.cn/zhengce/content/202409/content_6977766.htm

ネットワークデータ処理活動を規範化するため、ネットワークデータの安全を保障し、ネットワークデータの合法的かつ合理的な有効利用と国境を越えた流動を促進するよう、国務院により本条例が制定された。本条例はネットワークデータ処理者が履行する一般的な義務、個人情報保護、重要なデータセキュリティ、ネットワークデータの国境を越えた流動、ネットワークサービスプラットフォーム提供者の義務及び法的責任などの多方面に対し規制を進めた。例えば、企業が個人情報処理規則を制定し告知義務を履行する内容、形式などに対する具体的な規制要求を提出している。（第21条）

本条例は異なるタイプのネットワークデータ処理者による各種データ処理活動を規制しているため、各現地日系企業は『条例』の内容を正しく十分に理解した上で、データ分類の等級分けをしっかりと行い、企業内部のデータ処理コンプライアンス業務制度を展開し、整備する必要がある。

■ 『「中華人民共和國民法典」権利侵害責任編の適用に関する最高人民法院の解釈（一）』

最高人民法院 2024年9月26日公布 2024年9月27日より施行

<https://www.court.gov.cn/fabu/xiangqing/443891.html>

最高人民法院は、『民法典』施行以来、民事裁判の実践の中で起こる民事侵害に関連するいくつかの新たな状況と新たな問題を解決し、法律の適用基準を統一するため本解

積を公布した。本解釈は、例えば、①使用者責任の適用範囲と労務派遣関係における権利侵害責任形態の規制、②欠陥製品による製品自身の損害（即ち製品自損）が製品責任賠償の範囲に属することを明確化するなど、多種の権利侵害における民事責任負担について規定した。（第15条から第19条）

各日系企業や現地駐在員が生産や生活の過程において民事侵害に関連した状況に直面するのを避けることは難しいことから、自身の合法的権益を合法的なルートを通じて守るためには、現地弁護士と適時に検討を進め、本解釈を正確に理解し合理的に利用することを習得することが必要となる。

■『外商投資参入特別管理弁法（ネガティブリスト）（2024年版）』

商務部 国家発展改革委員会 2024年9月6日公布 2024年11月1日より施行

https://wzs.mofcom.gov.cn/zcfb/art/2024/art_811693a8bc4a41cea0d4a4520c0f6ac3.html

外商投資・対外投資管理制度の改革を深化させ、外資参入ネガティブリストを合理的に削減するため、商務部と国家発展改革委員会は2024年版の外資参入ネガティブリストを策定した。ネガティブリストの制限措置は31項目から29項目に削減され、「出版物の印刷は中国側が管理する」、「漢方薬の錠剤の蒸、炒、炙、煨など加熱調合技術の応用と、漢方成薬秘伝処方製品生産への投資の禁止」の2項目が削除され、製造業における外資規制は完全に撤廃された。但し、中国の法律事務（中国の法律環境の影響に関する情報提供を除く）および社会調査分野への投資は依然として禁止されている。（第14条、第16条）

各日本企業は、投資を行う前に投資分野、投資する場所、弁護士への事前確認、事前のフィジビリティスタディ実施などを組み合わせ、完璧な戦略的投資スキーム、法令遵守による投資設立・運営の確定に努める必要がある。

■『市場監督部門によるビジネス環境の最適化に関する重点措置（2024年版）』

国家市場監督管理総局 2024年9月3日公布 2024年9月3日より施行

https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/djzcyj/art/2024/art_c271cc36006d4b258db36fa57f29a828.html

国家市場監督管理総局は、市場化、法治化、国際化のためのビジネス環境を継続的に最適化するための重点措置を発表した。本重点措置は、市場主体の参入と退出、公正な競争、市場秩序、行政法の執行、国際商事ルールとのドッキングなど、さまざまな側面でビジネス環境を最適化するための合計40の措置を提出している。例えば、「軽微な犯罪への重い罰則」「類似のケースでの異なる罰則」といった現象を避けるため、紛争が起こりやすい分野について、市場監督分野における法執行事例に関するガイドラインを制定した。（第17条）

本重点措置は極めて原則的なものであるため、各日系企業は企業の登録や変更登録、閉鎖退出、法執行監督管理及び処罰などに関する事項について現地政府当局と交渉し、本重点措置に対する現地政府当局の理解及び実務執行状況を正確に理解し、コンプライアンス運用を習得する必要がある。

■『医療分野開放試行作業に関する商務部、国家衛生健康委員会、国家薬品監督管理総局による通知』

商務部 国家衛生健康委員会 国家薬品监督管理局 2024年9月7日公布 2024年9月7日より施行

http://www.mofcom.gov.cn/zcfb/wgtzgl/art/2024/art_2e56941f5d9b45cdaeb14bd5b2eb2a58.html

外資導入によって中国の医療関連分野の質の高い発展を促進し、人民の医療ニーズに応えるため、中国は試験的に医療分野の開放拡大業務を実施する予定である。本通知は、再生医療幹細胞などの技術への外商投資企業の応用と中国に独資病院を設立する外商投資の制限を緩和した。例えば、北京、天津、上海、南京、蘇州、福州、広州、深セン、海南全島に外資系独資病院を設立することを許可している（中医類を除く、公立病院の買収合併を含まない）。（第2条）

当該『通知』の発表は、日中両国の医療・投資機関にとって、重大な朗報となる。但し外資が独資病院を設立する条件、審査許可権限の設置、具体的手順などは、後続の中国政府当局が発行する政策文書と具体的な細則の要求を待つ必要があるため、各日系企業はそれらにタイムリーに注目する必要がある点に留意しなければならない。

■『食品生産経営企業内部告発者の告発に対する奨励実施に関する市場監督管理総局財政部による公告』

国家市場監督管理総局 財政部 2024年9月19日公布 2024年9月19日より施行

https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgnr/spscs/art/2024/art_f56407116bd440eeb80783265dc8f06a.html

食品生産経営企業の従業員と一般市民が積極的に社会監督に参加することにより、食品品質の安全リスクを適時に発見し、効果的に制御することを奨励するため、国家市場監督管理総局は特に本公告を制定した。本公告は食品生産経営企業及びインターネット食品取引第三者プラットフォーム提供者の内部告発者が企業の食品品質安全違法行為を实名で告発し褒賞を得る状況を規制し、「内部告発者」の概念と範囲を定義し、虚偽告発行為に対する規制を行った。（第1条、第2条、第10条）

本公告の公布後、食品生産経営企業は政府当局と一般市民の監督管理を受けるだけでなく、企業内部の従業員または企業と業務関係がある外部人員の監督管理を受けることになり、これは企業に対してより高いコンプライアンス要求を提出するものであるため、各日系食品生産経営企業は内部コンプライアンス管理を強化する必要がある。